

社会保険労務士せのサポが毎月発行しています

経営と労務の
お役立ち情報

せのサポ定期便



平成 22 年 (2010 年) 10 月 1 日 発行 VOL.24

平成 22 年 第 24 号

《10月の労務・税務カレンダー》

- 最低賃金が変わります。
岡山県 683円(H22.11.5~)
広島県 704円(H22.10.30~)
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額納付
12日まで。郵便局または銀行。
- 健康保険・厚生年金保険料の納付
注意！9月より厚生年金保険料率に変更
となって(あがって)います。
31日まで。郵便局または銀行。

事/務/所/日/誌

No.26

●「協会けんぽ窓口担当者研修」に参加

9月11日、生涯学習センターにて開催された、「協会けんぽ窓口担当者研修」へ参加しました。

各年金事務所にて協会けんぽの書類の受付、窓口確認業務を担当している担当が対象。高額療養費など受付時の注意点について確認しました。

●「就職支援セミナー」の講師を務めました

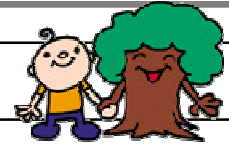
9月13日、ハローワーク児島にて岡山労働局主催「再就職にあたっての基礎知識」の講師として、主に社会保険制度や仕事の心構えについて説明をしました。参加者は17名でした。

●「労働相談員の継続研修」に参加しました

9月25日、生涯学習センターにて開催された、岡山県社会保険労務士会・労働時間等相談センターの相談員を対象とした「労働相談員の継続研修」へ参加しました。



労務の森



●2010年度の最低賃金が決定 全国平均 730円に
今月の「労務の森」は、10月から都道府県ごとに随時、発効される最低賃金について、です。

◆全国平均 17 円の引上げ

厚生労働省の中央最低賃金審議会では、2010年度の地域別最低賃金(時間額)の引上げの目安を全国平均で 15 円にすると答申していました(現在の 713 円から 728 円へ引上げ)。

その後、各地方最低賃金審議会による調査・審議が行われ、9月9日までにすべての地方最低賃金審議会に答申があり、引上げの目安は全国平均で 17 円となり、最終的な全国加重平均額は 730 円となりました。

答申された最低賃金額は、今後、都道府県労働局において、関係労使からの異議申出に関する手続きを経たうえで正式に決定され、10月から発効の予定です。

◆「全国最低 800 円」の確保はなるか？

政府は、2020年までの目標として「できる限り早期に全国最低 800 円を確保」と合意しています。今回も大幅な引上げについて議論されましたが、使用者側は最後まで慎重な姿勢を崩しませんでした。

政府目標は「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る経済成長」が前提となっており、中小企業の生産性向上の取り組みや、中小企業に対する支援などが課題となっています。

これらの前提条件が実現せず、施策の実効性がないまま最低賃金のみが大幅に引き上げられれば、企業の経営に影響し、雇用の喪失につながるなどの懸念があります。

(日本法令SJS「社労士情報サイト」事務所だより・抜粋)

お急ぎの方は、電話 090-4574-0682 までどうぞ

受付時間●毎日・午前9時～午後6時 FAX050-1188-2050 (FAXは24時間受付)

先日、10年連続200安打を達成したイチロー選手ですが、偉業達成の陰には、技術だけでなく、野球への考え方、自己管理など、イチロー選手の日々の積み重ねがあったことでしょう。

●会社にイチロー選手のような従業員がいたら？

イチロー選手ほどの偉業を達成するまでとはいかなくても、会社にイチロー選手のように結果を出す従業員がいたらなあ、と考えたことはありませんか？

いいですね、イチロー選手のような従業員がいたら。打って、走って、守って、結果も出せる。

それでは、イチロー選手のような従業員は、ある程度、年数を重ねれば、自然に育つのでしょうか？

●会社全体で高業績者の技術を共有する

アメリカで研究された「高い成果を達成する高業績者の恒常的な行動」をコンピテンシーといいます。

イチロー選手のコンピテンシーは打って安打、走って盗塁、守って美技という「外に見える能力、技能」に加え、「目に見えない部分」である自己管理、使命感の確認、野球道の追求などです。

イチロー選手のような従業員を育てることは難しいにしても、会社全体でイチロー選手のような高業績者の技術、考え方、精神を共有し実行することはできるはずです。

いわば、全員で「できる人」の真似をしようということです。

全員がイチロー従業員に近づく努力をすれば、組織全体が同じ方向を向くので、経営効率が増し、活気ある職場が生まれます。さらに会社に個人のノウハウが蓄積し、人事考課の際の基準もできます。

(※詳しくは、当事務所まで)

私もツイッターしていますが、マメさとすぐ使える環境が必要ですね。

●社長さん・総務部長のための知っておきたい「経営 ONE POINT！」

「今、話題の『ツイッター』って何、ナニ？」

◆活用の状況が明らかに

アメリカのオバマ大統領が使っていることで有名になった「ツイッター」ですが、「どうやって使うの？」「どんな効果が得られるの？」と多くの方が疑問に思っていました。(私もそのなかの一人)

その活用状況が民間会社のアンケート調査で明らかになりました。

◆企業が「ツイッター」を始めた理由は？

ツイッターにおける企業アカウントの運用期間は、「6カ月未満」が64.2%と、今年に入ってから運用をスタートした企業が6割超となっており、多くの企業がまだ導入の初期段階にあります。(今から参入しても遅くないかもしれませんね。)

運用開始の理由としては、「顧客接点を増やしたかったから」(48.9%)、「無料で始められるから」(46.3%)、「担当製品やサービスのブランディングに効果があると考えたため」(41.0%)など。

◆「ツイッター」でどんな施策を行っているか？

企業アカウントで行っている施策としては、「担当者のキャラクターを工夫して好感を持ってもらうように努めている」(33.7%)が最多で、次に「自社製品・サービスに関するつぶやきに積極的にコメントしている」(33.3%)が続いており、顧客との対話交流に主眼を置く傾向にあるようです。

◆気になる「ツイッター」の効果は？

ツイッター活用による具体的な効果については、「公式ブログへのアクセス数が増加した」(65.5%)や「ソーシャルメディア上での問い合わせ件数が増加した」(56.5%)が多く、それ以外にも、「新規顧客数が増加した」(47.6%)、「既存顧客のリピート率が向上した」(46.9%)、「顧客単価が増加した」(40.0%)など、売上につながる効果も得られているようです。

(日本法令SJS「社労士情報サイト」事務所だより参照)

●ホームページは「せのお事務所」で検索してください。すぐに、見つかります。

ホームページ <http://www.senojimu.net/>